

厚生労働省群馬労働局発表
令和4年10月17日

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 小永光邦彦

主任地方労働基準監察監督官 穂積 常之

電話 027-896-4735

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和3年の監督指導等の状況を公表します

厚生労働省群馬労働局は、このたび、県内の労働基準監督署が令和3年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

令和3年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 197 事業場（実習実施者）のうち 145 事業場（73.6%）。
※ 監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（19.3%）、②就業規則（15.7%）、③割増賃金の支払（13.2%）の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

群馬労働局及び県内の労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

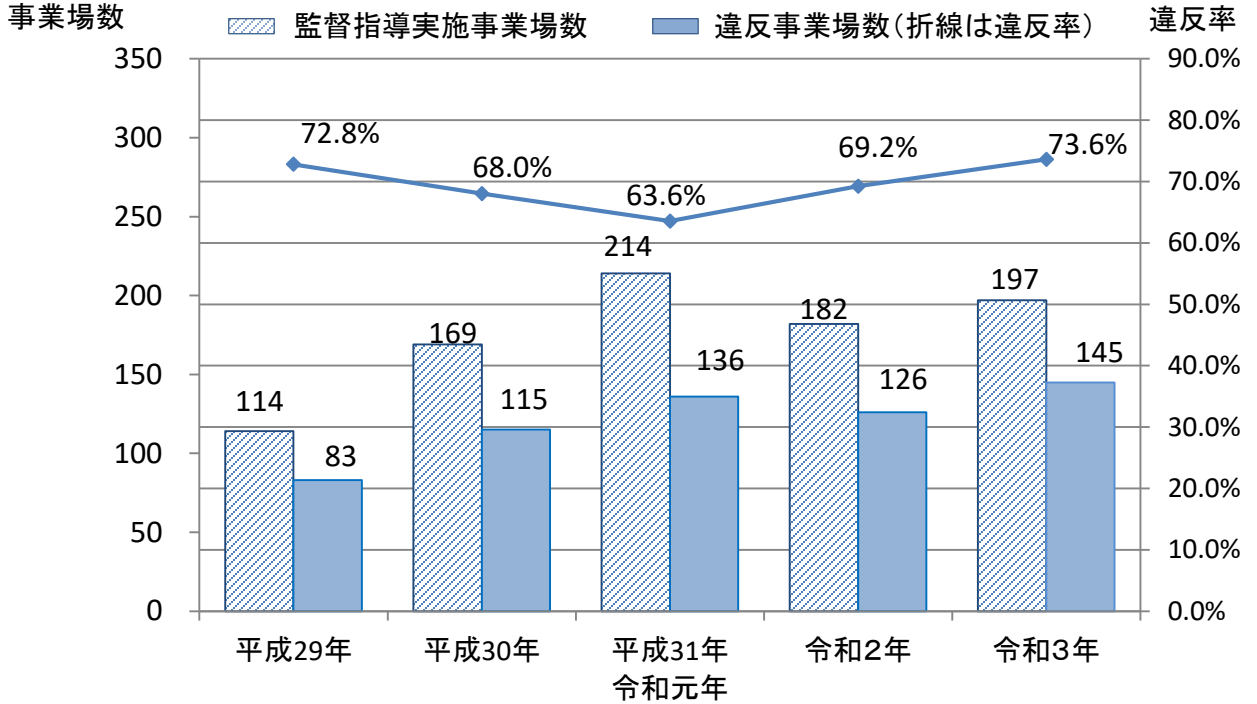
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和3年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和3年）

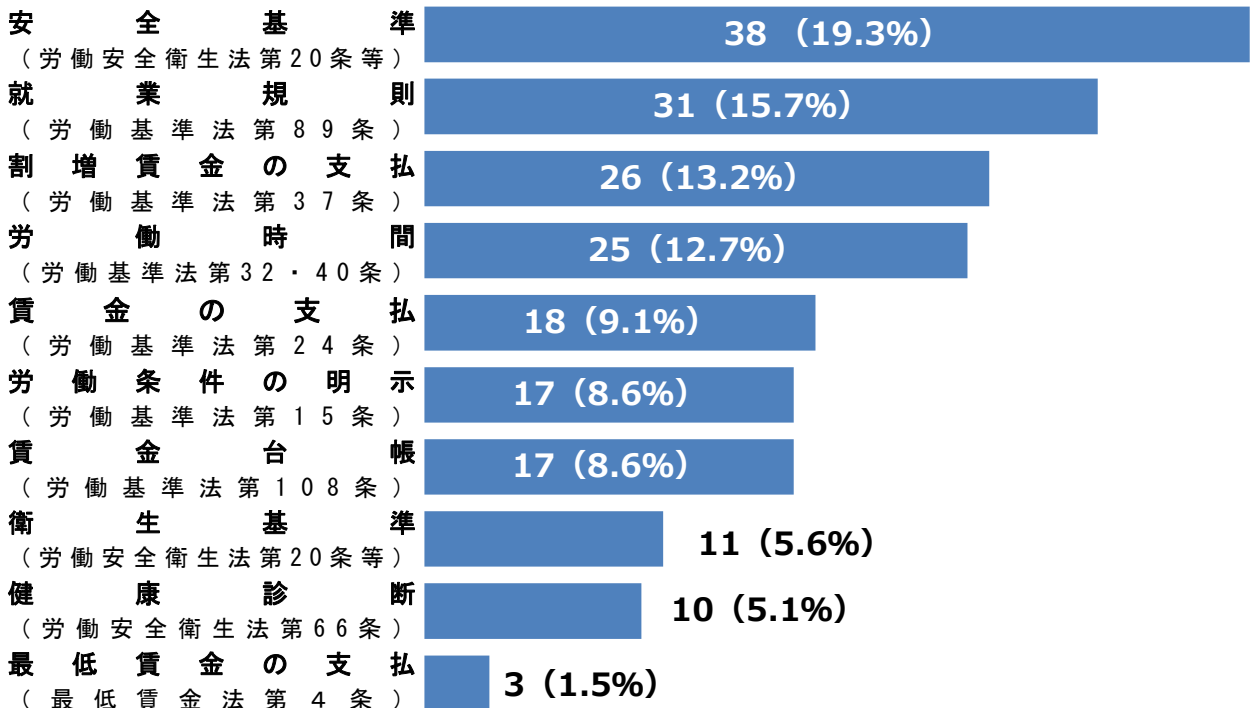
1 監督指導の状況

- (1) 県内の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して197件の監督指導を実施し、その73.6%に当たる145件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準38件（19.3%）、②就業規則31件（15.7%）、③割増賃金の支払26件（13.2%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

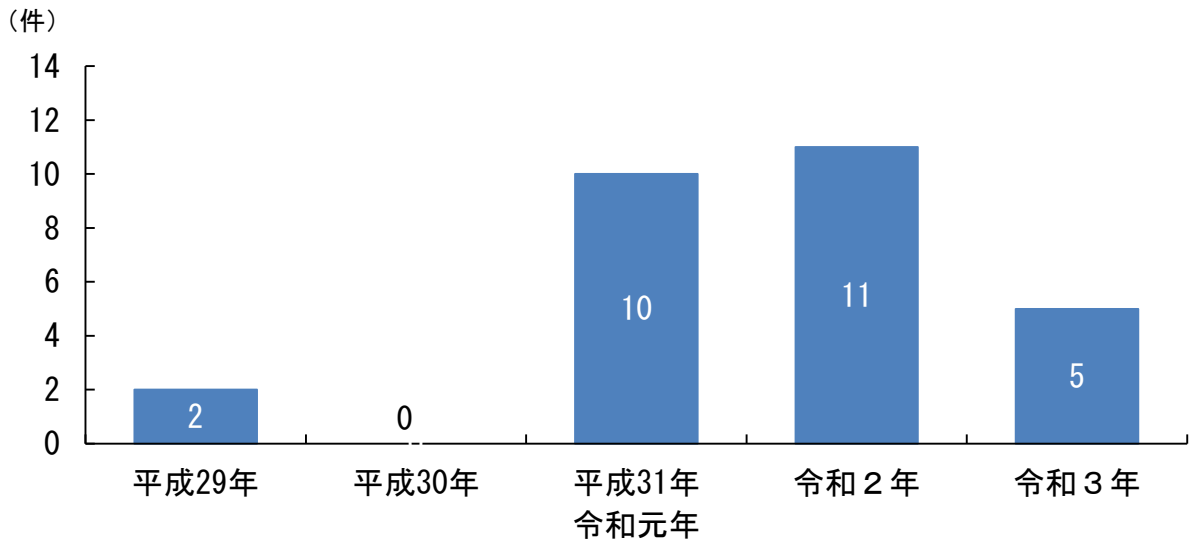
(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
輸送機械 製造	33	24 (72.7%)	安全基準 就業規則 各10(30.3%)		労働時間 7(21.2%)
食料品製造	28	23 (82.1%)	労働時間 8(28.6%)	安全基準 割増賃金の支払 労働条件の明示 各4(14.3%)	
金属製品 製造	28	20 (71.4%)	安全基準 7(25.0%)	就業規則 割増賃金の支払 衛生基準 各5(17.9%)	
建設業	16	12 (75.0%)	割増賃金の 支払 5(31.3%)	安全基準 賃金の支払 賃金台帳 各4(25.0%)	
商業	13	8 (61.5%)	安全基準 就業規則 各2(15.4%)	割増賃金の支払 労働時間 賃金の支払 労働条件の明示 各1(7.7%)	
<参考> 全業種	197	145 (73.6%)	安全基準 38(19.3%)	就業規則 31(15.7%)	割増賃金の 支払 26(13.2%)

<注> 「主な業種」は、監督指導実施事業場数が多かった順に5業種の内容を取りまとめたものである。

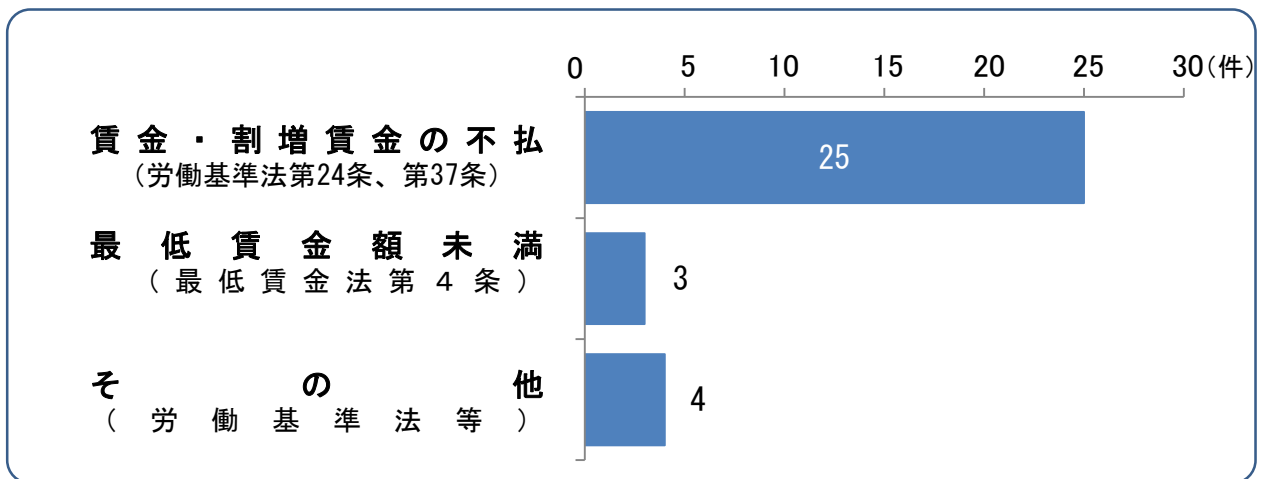
2 申告の状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は5件であった。



- (2) 過去5年における主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(25件)、②支払われる賃金額が最低賃金額未満(3件)、③その他(4件)であった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



事例 1

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

概要

- 木製建材の製造を行う事業場において、外国人技能実習機構から違法な時間外労働等の通報があったことから、立入調査を実施した。
- この結果、1か月80時間を超える違法な時間外・休日労働が認められた。また、定期健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に対する医師からの意見聴取を行っていないことが認められた。

労基署の対応

- 1 36協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせたこと、2か月を平均して1か月当たりの時間外及び休日労働が80時間を超えていることについて是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。

労働基準法第32条（労働時間）違反

指導事項

労働基準法第36条第6項（時間外及び休日の労働）違反

長時間労働の削減

- 2 定期健康の項目に異常の所見があると診断された労働者に対し、健康を保持するために必要な措置について医師からの意見聴取を行っていないことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第66の4・労働安全衛生規則第51条の2（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）違反

指導後の会社の取組

- 特定の者に時間外労働が集中しないように輪番制を採用し、また、作業工程の見直しによる効率化を図る等により、36協定の限度時間を超えないようにした。
- 地域産業保健センターの提供サービスを利用して健康診断結果に基づく医師からの意見聴取を実施した。

事例 2

技能実習生からの賃金不払の申告を契機に監督指導を実施し、賃金の支払いを指導

概要

- プラスチック製品の製造を行う事業場において、技能実習生から賃金の一部不払いがある旨の申告が寄せられたことから、立入調査を実施した。
- この結果、技能実習生のミスによる不良品のチェック作業を行わせた休日出勤について賃金が支払われていないことが認められた。

労基署の対応

- 不払となっていた所定休日出勤の賃金不払について是正勧告した。

指導事項

労働基準法第24条（賃金の支払）違反

指導後の会社の取組

- 不払となっていた所定休日出勤の賃金を支払った。

事例 3

定期賃金不払いの疑いで送検

概要

- 製造業を営む事業場において、賃金不払が続いているとの情報があったことから立入調査を実施したところ、技能実習生を含む労働者に9か月分の定期賃金の未払いが把握された。
- 事業場はこの状況を改善する見込みがないことから悪質であると判断し、捜査に着手して検察庁に送致した。

被疑事実

- 実習実施者（法人）及び事業主について
労働者の定期賃金を所定支払日に群馬県最低賃金以上の金額で支払っていないこと。

違反条文

最低賃金法第4条（最低賃金の効力）違反

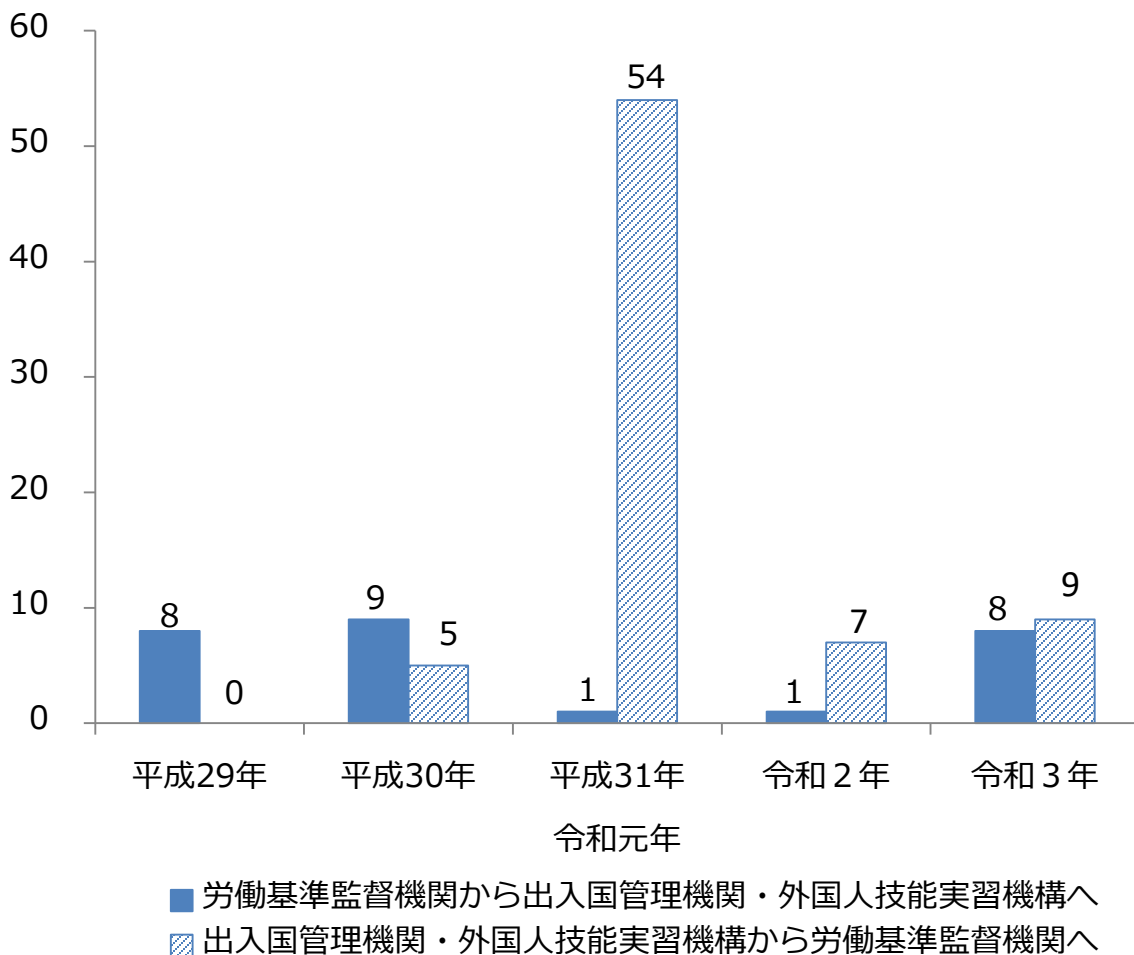
3 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は8件、労働基準監督機関が出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報（※2）された件数は9件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

通報件数



(注) 平成31年・令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。